

第 30 回町村議会広報全国コンクール実施要領

平成 27 年 7 月 1 日
全国町村議会議長会

1 趣 旨

住民と議会との意思の疎通を図り相互信頼を培うため、重要な役割を果たしている町村議会広報紙（以下「議会広報紙」という）の編集技術の向上と紙面内容の更なる充実に資するため、第 30 回町村議会広報全国コンクール（以下、「広報コンクール」という。）を実施し、優秀な議会広報紙を選奨する。

また、本年は第 30 回という節目の開催にあたることから、議会広報編集委員等の意欲を高め、議会広報紙編集団体並びに広報コンクール参加団体の拡大に資するための記念事業を実施することとする。

2 記念事業

(1) 表紙写真グランプリ賞の拡大

表紙写真グランプリ賞を表紙写真賞とし、グランプリ（第 1 位）、金賞（第 2 位）、銀賞（第 3 位）、銅賞（第 4 位）の合計 4 紙の表彰に拡大する。（通常時はグランプリ 1 紙のみ）

(2) 奨励賞の拡大

奨励賞を「企画・編集」、「編集・デザイン」、「言語・文章」の各部門賞それぞれ 4 紙、合計 12 紙の表彰に拡大する。（通常時は若干（10 紙以内））

さらに、各部門賞の中から特に優れている広報紙それぞれ 1 紙（合計 3 紙）を「特別奨励賞」として選奨する。

(3) 入選作品のウェブサイトでの公開

表彰後、本会ウェブサイト上に、審査講評を添えて、入選 10 紙（最優秀賞 1 紙、優秀賞 3 紙、優良賞 6 紙）の全ページをウェブカタログで公開する。

また、表紙写真賞 4 紙（グランプリ、金賞、銀賞、銅賞各 1 紙）については、審査講評を添えて表紙写真をサムネイル形式で公開する。

3 応募対象

町村議会で過去 1 年間（平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日）に発行された議会広報紙（1 町村 1 紙）を応募対象とする。

4 応募基準

応募広報紙は、町村議会において企画編集された議会広報紙とし、次の基準を満たす広報紙とする。

- (1) 議会広報として議会単独で発行しているもの
- (2) 臨時会を対象とした広報紙でないこと

5 提出部数及び提出期限

- (1) 町村議会は、応募広報紙 7 部（コピー不可）に「議会広報紙応募調書」（様式 1）を添えて、所属する都道府県町村議会議長会に提出する。
- (2) 都道府県町村議会議長会は、管内町村議会から提出された応募広報紙及び「議会広報紙応募調書」（様式 1）を取りまとめ、「議会広報紙応募調書総括表」（様式 2）を添えて、平成 27 年 8 月 28 日（金）までに本会に提出する。

（期限厳守）

なお、「議会広報紙応募調書総括表」（様式 2）は、上記のほか電子データ（エクセルファイル）でも提出する。

6 審査

応募広報紙の審査は、本会に設置する町村議会広報表彰審査会（以下、「広報審査会」という）が、審査方針（別添）に従って審査を行い、次の各賞を選考する。

(1) 入選

応募広報紙の編集体制や編集技術を、審査方針全体にわたって総合的に審査し、総合得点の上位 10 紙を入選として選奨し、順位に応じて次の賞を授ける。

- | | |
|--------|------------------|
| ① 最優秀賞 | 1 紙（総合 1 位） |
| ② 優秀賞 | 3 紙（総合 2 位～4 位） |
| ③ 優良賞 | 6 紙（総合 5 位～10 位） |

(2) 表紙写真賞

応募広報紙の表紙写真を、審査方針の 5 つの指針のうち「表紙写真」の審査基準に従って審査し、上位 4 紙を選奨し、順位に応じて次の賞を授ける。

- | | |
|---------|-----------------|
| ① グランプリ | 1 紙（表紙写真部門 1 位） |
| ② 金賞 | 1 紙（表紙写真部門 2 位） |
| ③ 銀賞 | 1 紙（表紙写真部門 3 位） |
| ④ 銅賞 | 1 紙（表紙写真部門 4 位） |

(3) 奨励賞

入選には及ばないものの「企画・構成」、「編集・デザイン」、「言語・文章」の審査基準となる3つの部門において、優れていると認められる部分がある広報紙に対し、今後の「入選」に向けて一層の研鑽を奨めるための賞として、次のとおり奨励賞（部門賞）を授ける。

さらに、各部門賞の中から特に優れている広報紙それぞれ1紙を「特別奨励賞」として選奨する。

なお、記念事業の実施に伴い、直近4年間において、最優秀賞、優秀賞、優良賞及び奨励賞を受賞したことがある団体を、「奨励賞」の選考から除外する取扱い（第28回コンクールから適用）は、今コンクールにおいては適用しない。

- ① 企画・構成部門賞 4紙（うち、特別奨励賞1紙）
- ② 編集・デザイン部門賞 4紙（うち、特別奨励賞1紙）
- ③ 言語・文章部門賞 4紙（うち、特別奨励賞1紙）

7 広報審査会

- 審査委員長 山田 貞雄 氏（国立国語研究所専門職員）
- 審査委員 長岡 光弘 氏（グラフィックデザイナー）
- 審査委員 芳野 政明 氏（議会広報サポーター）
- 審査委員 吉村 潔 氏（エディター）

8 表彰

町村議会広報表彰については、広報審査会の選考に基づき理事会において決定し、第67回定期総会（平成28年2月5日予定）において表彰する。

9 参加証

全てのコンクール応募団体に対して、平成28年3月初旬を目途に、広報審査会委員による講評を添えた参加証を交付する。

第 30 回町村議会広報全国コンクール審査方針

議会広報紙には、議会改革の一環として、住民に開かれた議会の実現を目指す取り組みが活発化している中で、議会の活動状況を広く住民に提供するための「広報」機能のみならず、住民の声を汲み取り、住民と議会の意思疎通を図るための「広聴」機能を果たし、住民と議会の架け橋になることが期待されている。

このことを踏まえ、町村議会広報全国コンクールの審査にあたっては、応募作品たる議会広報紙が、住民の立場に立って編集されていることを審査基準の第一義とし、下記に掲げる「5つの指針」に従って、個々の編集技術について審査を行うこととする。

記

5つの指針

1 編集体制

- (1) 取材から編集まで議員みずからが参画する編集体制になっているか。
- (2) 議会閉会から広報紙発行まで適切な所要日数か。(通年会期を採用している団体においては、記事の対象となる議会散会から)
- (3) 定例会ごとに発行しているか。(通年会期を採用している団体においては、一定の期間ごと)
- (4) 臨時会に対応するための工夫(臨時号、特集号等)をしているか。
- (5) 全ての住民に公平に配布されているか。また、ホームページへの掲載や公共施設などに配備するなどして住民以外にも公開しているか。
- (6) 議会広報委員会の設置については条例などに基づいているか。
- (7) 住民の声を編集に反映させるための工夫(モニター、アドヴァイザー、写真提供者等)をしているか。
- (8) 編集方針や技術を引き継ぐためのマニュアルなどを作成しているか。

2 企画・構成

- (1) 記事の内容、配置、流れ、情報量が住民ニーズと合致しているか。
- (2) 単に定例会の報告ではなく、議会の機能(行政の事業、施策、計画に対する評価・点検・提言、政策立案機能等)や閉会中の活動(調査・研

- 究・広聴活動等)が住民にわかりやすく伝わる内容になっているか。
- (3) 議事公開の原則に徹しているか。(議案、賛否結果を含む)
 - (4) 委員会(所管事務調査を含む)報告が適切に行われているか。
 - (5) 一般質問について、登壇者ごとに質問項目及び答弁の内容を適切に掲載しているか。
 - (6) 請願・陳情について、請願(陳情)者名、趣旨、請願にあつては紹介議員の氏名、討論の内容、賛否結果等をわかりやすく掲載しているか。
 - (7) 適切な情報公開(政務活動費、議長交際費、議員の出欠状況など)を広報紙上でしているか。
 - (8) 議会報告会、休日・夜間議会、模擬議会などの報告記事を掲載しているか。
 - (9) 議会(委員会)傍聴、議会報告会への参加など住民参画に向けた呼びかけを行っているか。
 - (10) 行政または議会に対する住民の声を掲載しているか。また、それに答えるような企画はあるか。
 - (11) 工夫を凝らした特集記事(企画記事、連載記事)を掲載しているか。
 - (12) ページ数、情報量が議会広報紙に適しているか。

3 編集・デザイン

- (1) 議会活動への関心を高めるコンテンツが充実し、また読者の目を引く表紙デザインとなっているか。
- (2) トップ記事がインパクトのある編集になっているか。
- (3) 読みやすい紙面レイアウト(文字サイズ、文字間、行間、段組、見出し、リード、写真)になっているか。
- (4) 図表やグラフなどを用いて、わかりやすい記事に仕上げているか。
- (5) 記事と写真(イラスト又は図表)、写真とキャプションの関係は的確か。
- (6) 字体、色使い、視覚的効果のバランスが優れているか。
- (7) 印刷は鮮明か。写真の発色は適切か。
- (8) 余白、ヘッダー・フッターの使い方が効果的か。
- (9) 見開きページの活用方法は適切か。
- (10) 奥付(発行年月日、発行者名等)は的確か。

4 言語・文章

- (1) わかりやすく、ふさわしい日本語（語彙、文法、言い回し等）を使っているか。
- (2) 議事、質問などの内容が要約された文章となっているか。
- (3) 具体的で、的確な見出しを付けているか。
- (4) 難しい専門用語に注釈などの手当てをしているか。
- (5) いわゆる「役所ことば」の言い換えを実行しているか。
- (6) 数字（特に桁数の大きい金額等）の表記が適切か。
- (7) 漢字、送り仮名、仮名遣いは標準表記となっているか。
- (8) 改行、段落、句読点などの使い方が正しいか。
- (9) 文体の統一がなされているか。
- (10) 誤字・脱字、不適切な表現（差別表現等）はないか。

5 表紙写真

- (1) 表現力豊かな写真（人物の表情等）となっているか。
- (2) 写真の構図がしっかりしているか。
- (3) 読者の興味を誘うようなインパクトのある写真となっているか。
- (4) 表紙写真と文字情報（題字、号数表記、コンテンツ等）とのバランスが適切か。

平成 27 年 6 月 25 日

全国町村議会議長会

町村議会広報表彰審査会

審査委員長	山田貞雄
審査委員	長岡光弘
審査委員	芳野政明
審査委員	吉村 潔